明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七七）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三二四～三三〇）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三三一、三三二）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三三三～三三五）　八
〔官庁報告〕
国家試験
第六十七回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十六事業年度・年度財務諸表（独立行政法人日本学術振興会・国立研究開発法人水産総合研究センター・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構・独立行政法人環境再生保全機構・全国健康保険協会）、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録・計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　二六
地方公共団体
解散命令、無縁墳墓等改葬関係　二九
会社その他
会社決算公告　三一

省令

○農林水産省令第七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月九日　農林水産大臣　森山　裕

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一グルコン酸クロルヘキシジンを有効成分とする浸漬剤の項の次に次のように加える。

ケトプロフェンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前6日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○財務省告示第三百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百五十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。